

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

法令名	生活保護法	担当課	保健福祉課	検索番号	1-10
不利益処分	不正受給者からの費用徴収(就労自立給付金及び進学準備給付金)				
(根拠規定)					
生活保護法第78条第3項					
偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。					
(処分基準)					
法第78条第3項による費用徴収については、次の基準により決定する。					
・生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局通知)					
11 不正受給への対応について					
不正受給の対応については、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIVの3費用徴収方法を参照されたい。(法第78条第3項並びに第78条の2第2項及び第3項関係)					
・生活保護法による進学準備給付金の支給について(平成30年6月8日社援発0608第6号厚生労働省社会・援護局長通知)					
11 不正受給への対応について					
不正受給に対しては、不正受給額の確定、特に悪質な不正受給に対する徴収金の加算、国税徴収の例による費用徴収等、必要な対応をされたい。					
なお、これらの具体的な対応にあたっては、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)のIVの4費用徴収方法を参照されたい。(法第78条第3項関係)					
・生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)					
IV 費用返還(徴収)及び告訴等の対応					
4 法第78条の適用の判断					
(4) 不正受給額の確定					
法第78条に基づく返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第78条による徴収額は、不正受給額の全額または徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。					
(5) 不正受給に対する徴収額の加算					
法第78条では、保護の実施機関は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算した徴収できることとしている。					
このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。					
なお、徴収金の加算については平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して加算して徴収できるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。					

